

第22期第6回北海道連合海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年6月27日(月)14時00分
- 2 開催場所 札幌市中央区北3条西7丁目
第2水産ビル 4階 4S会議室
- 3 出席委員 会長 工藤 幸博
副会長 川崎 一好
委員 阿部 国雄 大澤 晃弘 福原 正純
横内 武久 須永 忠幸 今 隆
藤森 康澄 高松 美津枝 三宅 博哉
原口 聖二
- 4 欠席委員 濱野 勝男 岩田 廣美 本間 靖敏
- 5 議事録署名委員 原口 聖二 須永 忠幸
- 6 議長 会長 工藤 幸博
- 7 事務局 事務局長 加藤 勇
専門主任 工藤 真人 主任 荒野 拓弥
- 8 臨席者
水産林務部水産局 水産林務部長 山口 修司
水産局長 近藤 将基
水産振興課長 佐々木 剛
同 課長補佐(栽培振興) 西川 仁
同 栽培振興係 係長 森 拓通
漁業管理課長 村木 俊文

| | | | |
|----------------|---------------|-------------------|---------|
| | 同 | 課長補佐（漁業調整） | 石川 傑 |
| | 同 | 漁業調整係 係長 | 佐々木真琴 |
| | | 漁業管理課サケマス・内水面担当課長 | 松村 悟 |
| | 同 | 課長補佐（サケマス） | 野田 勝彦 |
| | 同 | サケマス係 係長 | 小野寺満寛 |
| | 同 | 主査（増殖） | 佐藤 岳志 |
| （国研）水産研究・教育機構 | 水産資源研究所 | さけます部門 | |
| | | 資源増殖部長 | 吉光 昇二 |
| | | 同 事業課 主任技術員 | 大本 謙一 |
| （地独）北海道立総合研究機構 | さけます・内水面水産試験場 | | |
| | | さけます資源部 | 部長 畑山 誠 |
| | 同 | さけます管理グループ 研究主幹 | 卜部 浩一 |

9 傍 聴 者

| | | |
|-----------------|--------|--------|
| 石狩後志海区漁業調整委員会 | 事務局長 | 林 恒之 |
| 〃 | 主事 | 佐藤 和 |
| 檜山海区漁業調整委員会 | 事務局長 | 荒井 弘志 |
| 渡島海区漁業調整委員会 | 事務局長 | 北 弘由樹 |
| 胆振海区漁業調整委員会 | 事務局長 | 菅原 範彰 |
| 〃 | 専門主任 | 黒坂 裕樹 |
| 日高海区漁業調整委員会 | 事務局長 | 相川 英毅 |
| 釧路十勝海区漁業調整委員会 | 事務局長 | 佐々木 義信 |
| 根室海区漁業調整委員会 | 事務局長 | 松浦 謙二 |
| 〃 | 主事 | 松島 可奈枝 |
| 網走海区漁業調整委員会 | 事務局長 | 渡邊 修司 |
| 宗谷海区漁業調整委員会 | 事務局長 | 山本 重人 |
| 〃 | 主事 | 瀧本 陸 |
| 留萌海区漁業調整委員会 | 事務局長 | 三上 征己 |
| 石狩振興局産業振興部水産課 | 主任 | 吉田 明弘 |
| 渡島総合振興局産業振興部水産課 | 技師 | 小澤 友稀 |
| 根室振興局産業振興部水産課 | 水産課長 | 菅原 敬展 |
| 〃 | 漁業管理係長 | 中村 公彦 |

10 議題

議案第1号 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（第8次北海道栽培漁業基本計画）の策定について（答申）

議案第2号 放流効果実証事業に係る業務実施計画の変更について（答申）

議案第3号 「令和4年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針（案）」について

議案第4号 委員の辞任について

11 報告事項

（1）漁業権切替方針素案について

12 議事の顛末

事務局長

ただいまから、第22期第6回北海道連合海区漁業調整委員会を開催いたします。開会にあたり、工藤会長よりご挨拶を申し上げます。

工藤会長

委員会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、時節柄、何かとお忙しいところ、また、新型コロナウイルスが中々収束しない中、委員会にご出席を頂き、心から感謝申し上げます。

また、本日は、公務ご多忙の中、山口水産林務部長さんをはじめ、水産林務部の方々、また、水産研究・教育機構水産資源研究所並びに、道総研さけます・内水面水産試験場からも、ご臨席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日の委員会は、新年度初の委員会となりますので、昨年の本道の漁業生産状況を振り返りますと、ホタテガイやイワシなどの漁獲が伸びたことによりまして、2年連続で100万トンを超える見込みとなり、金額でも前年比128%となる約2,589億円の見込みとなっております。しかし、秋サケ、コンブ、サンマやスルメイカなどの主要魚種については、依然として低水準にあることに加え、昨年9月に発生した赤潮により、ウニをはじめ秋サケなどに被害が発生し、その他魚種への影響も懸念されるところであります。道では、資源の回復と経営の安定に向け、複数年にわたる各種の取組を計画的かつ

総合的に推進するためのロードマップを策定すると伺っており、赤潮発生前の漁業生産にまで回復することを期待しているところであります。また、本道の浜ではこれから、スルメイカ漁やコンブ漁などが本格化し、夏の盛漁期に向かいますが、今後の各浜での大漁と、操業の安全につきまして、ご祈念を申し上げる次第であります。

さて、本日ご審議をいただく議案は、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の策定について」や、例年、当委員会で策定しております「秋さけ親魚確保及び適正利用を図るための実施方針（案）について」のほか2件、報告事項では「漁業権切替方針素案について」と多くの議案や報告事項を審議いただくこととなっておりますので、委員の皆様には、円滑なご審議をお願い申し上げまして、開催の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく申し上げます。

事務局長

続きまして、本日、ご臨席いただいております来賓の方を代表いたしまして、北海道水産林務部、山口水産林務部長からご挨拶をいただきます。

山口水産林務部長

皆様こんにちは。ただいま、ご紹介をいただきました、水産林務部長の山口でございます。4月に部長に就任しまして、我々幹部の方も大きく変わりました。よろしく申し上げます。

第22期第6回北海道連合海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

工藤会長、川崎副会長はじめ委員の皆様方には、日頃から本道の水産行政の推進にあたりまして特別のご理解ご支援ご協力をいただいておりますことを本席をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。さて、ただいま工藤会長からもお話ありましたけれども本道の水産業は、海水温などの海洋環境の変化によりまして主要魚種を中心に大変生産が落ち込んでおりまして、また、昨年発生しました、太平洋沿岸での赤潮の被害、また、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う国際情勢の変化など、大変大きな課題を抱えておりまして、これまで経験したことのない困難に直面していると考えております。こうした中であって、私どもとしましては、これまで栽培漁業に力をいれてまいりましたが、これまで以上に新しい取組をする必要があるのかなと考えてございます。ただいま策定を進めております、第8次北海道栽培漁業基本計画におきましてもこれまでももちろんやってきましたけれども、養殖業を新たにしっかり位置づけまして、12の特定

養殖種について、養殖の取組をさらに加速させる考えでございます。特にこれまでなかなか採算性の問題などで難しいかなと思われていました、例えば魚類養殖ですとか、あるいは陸上養殖、それから、なかなか北海道ではやられていない種類につきましても前例にとらわれずに挑戦していきたいと考えてございます。この後皆様に答申をさせていただきますまして、ご審議をいただくことになっておりますので、皆様のご意見等いただきたいと思っております。

また、本日は第8次栽培漁業基本計画も含め4つの諮問事項のほか、報告事項になりますけど、令和2年の漁業法、大きく変わりましたけど、それ以降初めてとなります漁業権の一斉の切り替えがでございます。我々もちょっとまだ初めてのことで少し慣れない部分もありますけれども現場の水産業の実態ですとか、あるいは地域の実態をよく知る皆様から忌憚のないご意見をいただければと考えてございます。

結びとなりますけれども、これから夏漁の本番を迎えます。今年は遊覧船の事故もありましたけれども漁業者の皆様に変な捜索活動でご尽力いただきました。本当にありがとうございます。何かこう、海難といいますか、水難事故が多いような気がしておりますので、どうか今年一年安全操業で、事故なく、大漁となりますことを心からお祈り申し上げます。簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局長

山口水産林務部長、ありがとうございました。

続きまして、本日、ご臨席をいただいております関係機関の皆様をご紹介させていただきます。

(臨席者紹介)

それでは、この後、工藤会長が議事を進行いたします。

工藤会長

それでは、初めに出席人員の報告をします。本日は、濱野副会長、岩田委員、本間委員が所用のため欠席しており、結果、委員定数15名中、12名の出席を頂いておりますので、委員会は成立します。

次に、議事録署名委員についてですが、委員会規程第6条により、私から指名させていただきます。原口委員と須永委員にお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の策定についてを上程します。本議案について水産林務部から、説明をお願いいたします。

森係長

水産振興課担当係長の森です。座って説明させていただきます。

それでは、資料1の2をご覧ください。

こちらの基本計画は、沿岸漁場整備開発法第7条の2第1項に基づき策定するものでして目的としては、本道の沿岸漁業生産の7割を占める栽培漁業を計画的に推進するため、新たに養殖の取組、あるいは海洋環境の変化に対応した取組を進めるというふうにしてございます。

概要についてなんですけれども、まず1の水産動植物の種苗生産・放流等に関する指針では、栽培漁業による資源造成の取組のより一層の推進、また栽培漁業の広域的な展開の促進など5項目にわたる指針について記載してございます。続いて2、種苗放流の推進について、ヒラメ、マツカワ、ニシンなど8種類について放流目標数や種苗生産・放流にかかる技術段階の目標を設定しております、特にエゾバフンウニは、道東地域における赤潮被害からの資源回復を図るため、放流目標の拡大を図りつつ種苗の確保に努めることとしてございます。3では、先ほど山口部長の挨拶でもありましたけれども、養殖の推進としまして、計画的かつ安定した生産が見込まれる養殖に積極的に取り組むため、サケマス類やムール貝、マナマコなど12魚種を新たに養殖推進種として設定し、養殖用の種苗生産技術などに取り組むとしてございます。4の技術開発の推進についてでございますが、シシャモや、アカガイ類、エゾイシカゲガイの3魚種について新たに技術開発に着手するとともに、赤潮で被害を受けたツブ類や資源が減少しているケガニについては地域と連携し、種苗生産技術の開発に着手することとしてございます。また、一枚おめくりいただきまして、資料1の3、こちらは海域別栽培漁業推進計画といったものでございまして、これまでご説明しました基本計画の付属計画の位置づけで策定したものでございます。概要としましては、基本計画に沿って本道周辺海域をその特性に応じて5つの海域に区分してございまして、漁協や市町村の要望などを踏まえ、各海域の取組や技術開発を進める魚種などについてとりまとめたものであります。また、これ

以降資料1の4は基本計画の本文となります。また資料1－5、後ろの方になるんですけど、海域別計画の本文となっていて、今回は説明を省略いたしますが後ほどお目通しいただければと思います。今後、本計画については、今回の答申をいただいた後、7月上旬を目処に成案といたしまして、向こう5年間、この計画のもと水産資源の維持増大に取り組むこととしてございます。

説明は以上となります。それではご審議のほど、よろしくお願いいたします。

工藤会長

ありがとうございました。ただいま、議案第1号について水産林務部から説明がございましたが、この件について、質疑に入りたいと思います。議事録の作成上、事務局がマイクをお渡ししてからご発言をお願いします。それでは、ご意見、ご質問等はございませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

特にご意見ご質問等がないようですので、それでは、議案第1号については、諮問のありましたとおり定めることが、適当であるとして、知事に答申することに決定してもよろしいですか。

委 員

(異議なしの声)

工藤会長

それでは、議案第1号は、そのように決定します。

次に、議案第2号放流効果実証事業に係る業務実施計画の変更についてを上程いたします。本議案について水産林務部から、説明をお願いいたします。

森係長

また、水産振興課森です。座って説明させていただきます。それでは議案第2号、放流効果実証事業にかかる業務実施計画の変更についてお諮りいたします。資料2の1をご覧

ください。こちらですね北海道が策定している今ご説明しました北海道栽培漁業基本計画こちらの中にですね、こちらも法律、沿岸漁場整備開発法第7条の2第4項に基づきまして、ヒラメとマツカワについて、種苗放流による漁業生産の増大に係る経済効果を実証し、その成果を漁協等に普及する放流効果実証事業を行うことを定めておりまして計画にですね、ヒラメ、マツカワに関しましては放流目標等を記載してございます。今回の計画にも盛り込んであるものでございます。こちらの放流効果実証事業は、法第15条第1項および第17条第1項に基づきまして、北海道では指定法人である公益社団法人北海道栽培漁業振興公社が実施者となりまして業務実施計画を策定の上、実施するという立て付けになっております。このうち、ヒラメにつきまして、業務実施計画は平成8年に策定しているところなんですけれども、より効率的な事業実施を図るため、このたび、放流時期や、放流サイズ及び放流数の見直しによりまして業務実施計画の変更を行うということといたしまして、法第18条に基づきまして、今般、連合海区委員会へ諮問するものであります。それでは前置き長くなりましたが、変更箇所について、資料2の2の新旧対照表でご説明いたします。一枚めくりまして、2ページ目をご覧ください。今回の変更に至った経緯としましては、ヒラメの種苗放流、こちらはですね、北海道栽培漁業振興公社でですね平成8年から大量放流が開始され、北海道栽培漁業瀬棚センター及び北海道栽培漁業羽幌センターでこれまで80ミリメートル種苗220万尾を生産・供給する体制でスタートしてきたところでございます。この放流事業の継続によりまして、放流開始以前は年間600トン程度だった漁獲量が、近年では増産目標であった200トンの上乗せを果たしまして、800トンを超える数量で安定するなど、一定の成果が出ているというふうに考えているところであります。今般、より効果的、効率的な種苗放流体制の構築を図るため、平成28年度から、公社では関係機関と連携し、放流サイズや放流数の見直しに関する試験的な取組や検討を進めてきたところです。

この検討結果にしたがい、このたび放流の開始時期を8月から7月に変更するとともに、ヒラメ種苗の生産拠点を羽幌センターへと集約すると、そのうえ、年間放流数を、80ミリメートルサイズ220万尾から50ミリメートルサイズ132万尾へ変更することといたしまして、正式にですね北海道栽培漁業振興公社の業務実施計画に反映することを意図したものでございます。

続いて資料2-2、4ページ目をご覧ください。全体計画、今のように変更することに伴いまして、各地区における放流数量についても変更してございます。説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

工藤会長

ありがとうございました。ただいま、議案第2号について水産林務部から説明がございましたが、この件について、質疑に入りたいと思いますがご意見、ご質問等はございませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

特にご意見ご質問等がないようですので、議案第2号については、諮問のありましたとおりに定めることが、適当であるとして、知事に答申することに決定してもよろしいですか。

委 員

(異議なしの声)

工藤会長

それでは、議案第2号は、そのように決定します。

次に、議案第3号「令和4年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針（案）について」を上程いたします。初めに、さけます内水面水産試験場から今年の秋さけの資源状況についてを説明いただき、その後、水産林務部及び事務局より、実施方針（案）の説明をお願いします。それでは、さけます内水面水産試験場から、説明をお願いいたします。

ト部主幹

さけます内水面水産試験場のト部でございます。私の方から説明させていただきます。

参考資料1となっております令和4年2022年秋サケの資源状況という資料でご説明したいと思います。まず今年の来遊状況をご説明する前に、去年の来遊状況の特徴についてご説明します。令和3年度の全道での秋サケ来遊数、沿岸での漁獲数と河川での捕獲数の合計はですね、1863万匹、前年比で102%とですね令和2年以降わずかですけれども増加が続いております。上の棒グラフをご覧ください。予測に対する実績の値は111%と全道では予測をやや上回るという値となっております。しかしながら一方で、地

域別に見ますと、実績予測を大きく下回る地区もみられております。これは知床半島周辺の沿岸水温が高く推移したことや、赤潮の発生により、来遊に地域的な偏りが生じたためだと考えております。年齢別来遊数におきましては4年魚、5年魚ともに、平成以降3番目に少ない値となっております。一方でですね3年魚、これが296万尾と平成以降の平均値を19%上回るという水準となっております。来遊時期別に見ますと、前期に来遊が偏るという傾向がですね引き続き生じております。一匹当たりの平均目周りが3.19kgと前年の3.15kgから若干ですが増加しまして過去10年の平均値の97%の値にまで回復が見られております。1枚めくって2ページ目をご覧ください。昨年の各地区の来遊状況について、各海区の来遊状況についてグラフでお示ししております。先ほどもお話ししましたがけれども、地域によって大きな来遊状況の違いが見られた年となりました。特にえりも以西海区ではですね、前年を大きく下回り、それ以外の海区では前年並み、又は前年をやや上回るといった結果となっております。年齢別に見ますと、やはり来遊の主本であった4年魚これがですね、根室で若干前年を上回っておりますけれども、それ以外の海区で前年を下回った、また、5年魚が、オホーツク、根室、日本海で前年を上回りましたが、えりも以西、以東では過去10年で最低の水準となった、これらが資源が思ったほど伸び悩んだ要因と考えております。一方でですね3年魚、日本海とえりも以東で前年を大きく上回っております、それ以外では概ね前年並とはなっておりますけれども、資源の増加が期待される結果となっております。このような令和3年の来遊の結果に基づきまして、令和4年の来遊予測について、ご説明したいと思います。

3ページ目をご覧ください。令和4年の来遊予測についてです。これまでと同様にですねシブリング法を基本しまして来遊数予測しております。この手法では、前年の3年魚の来遊数から今年の4年魚の来遊数を前年の4年魚の来遊数から今年の5年魚の来遊数をとという形で推定する、図3に示されている方法を採用しております。近年、サケのですね、急速な成熟年齢この若齢化が進んだ、若くして成熟するということが進んだことによりまして、予測精度が低下しているということが明らかになっています。このためですね、令和3年以降、昨年以降からはですね、過去に回帰したサケのデータのうち、図3に示しております青丸、成熟年齢の高かった時代のデータと、最近の若齢年級、成熟などの若かった年級に区別して、この若齢年級の赤丸のデータだけを使って分析するという形を採用しております。その結果につきましてはその下の表にお示ししているとおりです。令和4年の全道への秋サケ来遊数は2052万尾と予測しています。平成30年以降、わずかでありましてけれども久しぶりに2000万尾を超える水準になるだろうとい

うふうに予測しております。ただですね、オホーツク中西部地区では前年比を下回る、また、根室南部ではですね前年並み、こういった中でですね、地域差が引き続き、見られる年になる可能性があるというふうに考えております。いずれにしましても全道で見ますと、前年比110%と、昨年引き続き、来遊数の増加が期待されるという見込みで予測をいたしております。以上でご説明を終わらせていただきます。

工藤会長

ありがとうございました。次に、事務局及び水産林務部から「実施方針（案）」について説明をお願いします。

加藤事務局長

それでは、私の方から議案第3号の「令和4年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針（案）」について説明いたします。この後、漁業管理課の方から詳しい説明がありますので、事務局からは、簡単に説明させていただきます。

本方針は、本道に来遊する秋さけについて、親魚確保対策及び密漁対策等を講じ、安定的な資源造成及び適正な資源利用に関して、毎年当委員会で決定しているものです。

資料3の2「新旧対照表」をご覧ください。本年も、引き続き当該実施方針を定め、関係者に周知するもので、昨年との変更点は、年度のみとなります。

資料3の1「令和4年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針（案）」をご覧ください。実施方針（案）について、簡単に説明いたします。まず、第1の「秋さけ親魚確保対策の推進」としまして、道が定める、さけます人工ふ化放流計画に基づき、親魚確保に努めること、また、要請があった場合は、網揚げ等による自主規制措置を講じることなどを記載しております。第2では、「密漁対策の推進」として、取締体制の推進についてを、その下、第3の「その他」では、道やさけます内水試から提供されたデータを元に、参考値として地区別、期別毎の「漁獲見込み量」を提示することなどを定めております。

事務局からの説明は以上となりますが、引き続き漁業管理課より、詳細について説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

小野寺係長

水産林務部漁業管理課の小野寺です。よろしく願いします。

事務局からの説明と重複する部分もございますが、私の方から説明させていただきます。資料3の1「令和4年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針(案)」をご覧ください。本方針は、本道に来遊する秋さけについて、親魚確保対策及び密漁対策等を講じ、安定的な資源造成及び適正な資源利用に関して、毎年当委員会で決定しているものです。事務局からの説明にもありましたが、第3その他で、海区内の自主的な措置の参考値として、当委員会は、漁獲見込み量を各海区委員会に提示することとしております。この漁獲見込み量について説明させていただきます。資料3の2「令和4年度秋さけ漁獲見込み量」をご覧ください。令和4年度の秋さけ漁獲見込み量案については、今年の推定来遊量に関するさけます内水面水産試験場の資料を参考に、9月30日までの前期と、10月1日以降の中後期について、各地区の上限の漁獲見込み量と通常値の漁獲見込み量を、また、右側の欄には、親魚確保計画をいずれも尾数で、道が作成し記載しております。漁獲見込み量の算出方法についてであります。これまで同様に推定来遊量から河川への推定遡上量を差し引き、過去3カ年の定置網等で漁獲しました平均漁獲率を基に算出してしております。それでは、地区ごとの漁獲見込み量について、各系統群の前・中後期合計の上限値及び通常値のみ説明させていただきます。

まず、オホーツク系統群ですが、上限値は1千49万9千尾、通常値は816万8千尾。根室系統群は、上限値は295万3千尾、通常値は190万7千尾。えりも以東系統群は、上限値は230万尾、通常値は164万尾。えりも以西系統群は、上限値は246万1千尾、通常値は144万1千尾。日本海系統群は、上限値は、698万1千尾、通常値は354万2千尾。最後に全道の合計といたしまして、上限値は2千519万4千尾、通常値は1千669万8千尾となっております。以上、令和4年度秋さけ資源の適正利用を図るための実施方針(案)と同年度漁獲見込み量(案)に係る補足説明について終わらせていただきます。

工藤会長

ありがとうございました。ただいま、議案第3号関係の説明が終わりましたので、この件について、質疑に入りたいと思いますが各委員の皆様から何か、ご意見、ご質問等はございませんか。

福原委員

根室海区の福原と申します。

内水試さんにちょっと聞きしますけれども、シブリング法なんですけれども、予測精度が低いと、それで若齢年級のデータだけを使って、分析を行ったと、これ今初めてではないですよ。それで、これで精度上がったんですか。

ト部主幹

精度の方はですね、予測と実績の関係からいきますと、この若齢年級、高齢年級分ける前、その当時はですね、予測と実績の関係で、30%から50%近く下回るということがありました。全道を対象にした時です。

それで若齢年級、高齢年級に分けたことによってですね、概ね10%程度ですね、範囲の中で実績と予測の関係性が保たれるという程度の精度の向上は図られているというふうに考えています。

福原委員

確かに、全体としてはさっき言った111%でした。それはそうだと思うんですけども、問題は海区ごとですよ。それが大きく私がかえって悪くなってるような気してるんですけど、そんなことございませんか。

ト部主幹

海区単位で見ますと、今福原委員ご指摘の通り特に去年はですね、えりも以西海区におきましては、予測の半分程度と。予測の全体的な精度は10%程度に向上したとご説明した中でですね、極めて大きな誤差といいますか見積もり違いと、実態との乖離が、実績との乖離が見られてます。

ここはちょっと言い訳がましお話になってしまうんですけども、例えばえりも以西海区の日高、胆振両地区に注目してみますと、去年、4年魚で帰ってきた年級ですね、その3年魚と4年魚の数がですね、ほぼ同じまたは4年魚よりも3年魚の方を多くなっているという、極めて特殊なことが起きています。ですから私たちはこれは単に資源が減少しているのみならず、本来あったはずの4年魚がうまく来遊してこれなかった、その要因としましては沿岸水温と赤潮の影響を疑っているところでありまして、その実際の検証というところはなかなか難しくできておりません。

そういったですねある種の不可抗力というものが、去年のえりも以西海区の極端な予測精度の低下というものに影響したであろうというふうには考えております。

工藤会長

よろしいでしょうか。それではその他ご意見質問等はございませんか。

横内委員

網走の横内でございます。来遊予測と、今の漁獲見込み量の数字なんですけども、今の説明を聞くと予測については、シブリング方式だということで、予想をしてるよっていうことは理解をしてるんですけど、この漁獲見込み量の数値の出し方が、過去のデータに基づいてっていうことだったように聞いたんですけども、やっぱりこれ整合性がないとまずいのじゃないかなっていうふうに私は感じてるんですけど。

我々漁師だと、来遊予想よりも、漁獲の予想の方が多くなっちゃう発想にはならないんだよね。現場にいと。この数字見ると全部、最高上限値は、来遊予想よりも遥かに多いんだよね。これは研究機関のデータとしてはいいのかもしれないけども、我々漁師が見る数字としては非常に何んていうかな、理解に苦しむというか、特に日本海南部をみると数値が298万尾になってますよね。来遊予想の方は127万尾になってるんだけどさ。こういうデータをもう少し何か我々漁師が分かるような説明っていうか、データの出し方ってできないのかなと思って。ちょっとこれ、わからないんだよね。

数値の出し方が違うので、合わないよっていうことは分かるんですけども、こういうデータを果たして我々にとってね、参考になるのかなって疑問に思ってるんでそこはちょっと、もう少し私にもわかるように説明してください。

ト部主幹

はい、質問者の理解しております。

秋サケ漁獲見込み量の方はですね漁業管理課からの発表ということですがけれども、その算定資料の根拠になるものはですね、私どもの方で算出しておりますので、内水試の方からご説明させていただきます。

まずこの中に書かれている数値と来遊予測値の違いということがまず、ご指摘があったところですがけれども。まず、ここの中の漁獲見込み量というのは、沿岸漁獲量だけのことを指しております。来遊数は河川捕獲数も含んでおります。ですからまず、来遊予測とですねこの漁獲見込み量というところで、河川捕獲数分の誤差といいますか、その違いが出てきます。

その次に来遊予測は、この通常値というものを採用しております。通常値というものを基準に最大で、ある一定の確率の中でですね、最大でこれだけ獲れますというものを

上限値、逆に、最低でこれだけしか取れませんっていうものを下限値という形で内部的には計算しております。その上限値という数字をですね、沿岸漁獲の中の来遊数ではなく、沿岸漁獲だけに、河川捕獲数を含まない沿岸漁獲だけに適用して、上限値という値を算出しております。まず漁獲量と来遊数とで河川捕獲数含まれてるか含まれていないかという違いがあることのご説明が足りておりませんでした。

あと上限値と通常値というものの使い方についてのものでございますねご説明もちょっと足りていないなかで、混乱を招きましたことお詫びしたいと思います。

いずれにしましても、この中で示されている通常値というものが、それぞれの地区の沿岸漁獲で見込まれる来遊予測の中で見込まれている数字と一致しておりますので、このことをご説明させていただきます。

横内委員

今の説明ですが、通常値で来遊予想の数字を我々が通常漁獲するっていうのは通常値で見なさいという説明ですね今ね。そういうことで理解していいんですか。

ト部主幹

その通りです。

横内委員

ただ、この数字が、来遊予想よりも、漁獲見込量の数値が多いっていうのはどういうふうな。当然、河川遡上するのと、沿岸で取れた数量をたせば来遊予想になるんだけど。来遊予想よりも、漁獲見込みの方が最高だった場合、多いよっていう数値になるんで、来遊予想よりも、漁獲される数量多いっていうことにはならないんじゃないのって、そういう数値を正しくないんじゃないのっていうふうには私は、データのとり方だっていうふうにはわかるんだけど、そういう出し方ってまずいっていうか、我々に親切じゃないよね、これ研究者だけの数値みたいに感じるんだけどさ。そこら辺もう少し分かるように説明してちょうだいよ。

小野寺係長

ご説明させていただきますと、先ほど、内水試さんの方からご説明いただきましたが、通常値という方は、来遊予測に使われてます数字に、沿岸のですね、過去の漁獲率をかけて出させていただいておりますけれども、合わせてですね、最大でこれだけ取れる

という予測の上限値も合わせてですね、過去の漁獲率をかけて、出させていたでいるところでございます。

松村課長

すいませんサケマス担当課長の松村でございます。すいません。

この秋サケの漁獲見込量の表でございますけども、実は11次の切替までですね、格差是正対策ということですね、実は上限値と、この通常時ここに書かれている数値を出した中ですね、各海域ごと、通常、今獲られてるものについては通常値で全て言ってるわけですけども、各海域ごとに、前期、中後期で上限値を超えたら網揚げしてくださいという、対策を行っておりました。

その時のですね、計算の中で、ただいま内水試さんからありましたけども、通常獲れるベースとですね、計算上もっと来る場合の上限値と下限値っていうのも実は、計算の中にございまして、当時は、その上限値を超えた地区については網揚げをしてくださいというようなことで、各地区とも格差是正対策を行っていた状況でございます。それで格差是正措置をですね、免許の中に取り込んでですね、操業始期を沖網と陸網に分離して、現在のような沖網の方が陸網より遅くなるというような対策を取ったときにですね、今までの通常値と、上限値の数字について、各海域ごとにですね、漁業調整をする中でですね、参考にしたいっていう意見もございまして、その流れの中で、上限値と通常値をですね、参考資料として付けてきているという状況になってございます。

ちょっと説明になってるかちょっとわかりませんが、この秋サケの漁獲見込量っていうのは、当時の格差是正措置の時にですね、この上限値いったら網揚げしますよ、そういうような目安として使っていたものでございますけども、現在その格差是正措置は、免許の中に取り込んで、操業始期で調整しているというような考え方のもとにですね、使ってはいないんですけども、各海区によってはですね、この上限値も参考にしながら、漁業調整を行っていたということですね。参考値として、皆さんの方にお示しさせているという状況でございます。簡単ですけども、こんなような状況でございますけども。

工藤会長

その他、ご意見ご質問ありませんか。

委員

(ありませんの声)

工藤会長

それでは、議案第3号「令和4年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針（案）について」は、原案のとおり決定することとし、今年度は、この内容に従って、秋さけの親魚確保対策とその適正利用を取り進めていくことで、よろしいですか。

委員

(異議なしの声)

工藤会長

それでは、議案第3号は、そのように決定します。

次に、議案第4号「委員の辞任について」を上程いたします。事務局より説明願います。

加藤事務局長

それでは議案第4号につきまして説明させていただきます。お手元に配布しております資料4の1の辞任届のとおり、令和4年6月16日付けで、知事選任委員であります本間靖敏委員から北海道知事に対して、一身上の都合により、委員を辞任したい旨の届け出がありました。一身上の都合について確認させていただいたところ、今月開催されました北海道漁業協同組合連合会の通常総会の役員改選で、代表理事常務の職を降りられたことから、連合海区の委員につきましても辞任したいとのことであります。

次に、資料4の2をご覧ください。漁業法の関係条文について説明させていただきます。漁業法第141条「委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。」とされております。このことから、本件の審議につきましては、同意の判断を行うこととなります。説明については以上であります。

工藤会長

説明が終わりましたので、委員の皆さんから、ご意見、ご質問等はございませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

特に、ご質問等はないようなので、本間委員の辞任について、当委員会として同意することによろしいですか。

委 員

(異議なしの声)

工藤会長

それでは、議案第4号は、そのように決定します。

次に、報告事項に移ります。

報告事項(1)の「漁業権切替方針素案について」を水産林務部から説明願います。

石川課長補佐

漁業管理課漁業調整係の石川です。よろしく申し上げます。

10年に一度の漁業権の一斉切替というものが間近に迫っておりまして、第8次及び第15次の漁業権切替を迎えるにあたりまして、今回、漁業権切替方針の素案について、委員の皆様にご説明いたします。

資料5の1、4ページの切替スケジュールをご覧ください。こちらが現在想定している全体のスケジュールになります。一番初め上の欄に6月下旬ってありますがこれが本日になります。道から連合海区へ素案の説明ということでございます。括弧の中に7月2日とありますが10年前に同じ切替をやったときの説明の日付ということで参考まで記載しています。明日以降全道10海区において切替方針素案の地元説明会を行います。これは、日程調整をお願いしているところでありまして、単海区の委員、組合長、専務参事等に参集願って行くことを考えております。7月中旬から8月上旬にかけて、素案に係る地域意見の集約を行い、これを受けて、8月上旬中に道としての切替方針及び運用について、決定していきたいと考えております。決定後改めて本委員会でもご説明をいたします。なお、決定後の素案等々につきましては単海区につきましては、単海区の委員さん、あと各漁協への説明につきましては9月上旬以降、振興局水産課より、行うこととしてございます。9月上旬に漁場計画策定要領を作成、10月上旬

に行使規則等の留意事項等を決定のうえ、通知を行いたいと考えております。その後、共同・海面区画については、10月の草案協議に始まり、素案、原案と段階を踏んだ協議を行って、翌年5月30日までに漁場計画の告示を行い、令和5年9月1日の免許するというスケジュール、定置・内水面区画漁業権については、10月に定置の操業期間に係る考え方の説明会を行ったうえ、12月から草案協議を開始し、素案、原案と段階的に進めまして、翌年9月30日までに漁場計画の告示を行いまして、令和6年1月1日に免許する運びとしておりますので、委員の皆様のご理解とご協力をお願いします。それでは、個別の切替方針の概要について、担当から説明をさせます。

佐々木係長

漁業管理課漁業調整係の佐々木です。よろしくお願ひいたします。私の方から漁業権切替方針素案の考え方についてご説明いたします。座って説明させていただきます。まず、資料5の1の1ページをご覧ください。1の基本的な考え方ですが、漁業法の趣旨であります、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を目指し、水産業漁村振興条例の基本理念である、資源の適切な管理と秩序ある利用、栽培漁業の推進など観点により、漁業権の見直しを行う旨を記載しております。

次の段の表に、令和4年3月末現在の漁業権の設定状況をまとめておりますが、全体で1,768件設定されており、海面の共同・区画、内水面の共同が令和5年8月末に、定置と内水面区画漁業権が令和5年12月末に、それぞれ存続期間が満了いたします。次に、2の海面における漁業権の切替についてですが、考え方としましては、水産資源の適切な管理など、資源の持続的な利用に務め、海面の総合的な利用による漁業生産力の発展を図っていくとし、(1)の共通事項としまして、1つ目、現に適切かつ有効に活用されている漁業権については、おおむね等しいと認められる漁業権を漁場計画に設定すること。2つ目は、北海道資源管理方針などとの整合に留意しながら、海面を最大限活用していくこと。3つ目は、海区漁業調整委員会との意見交換など、緊密な連携を保ち、漁場計画を策定していくことです。2ページ目をお願いします。次に(2)の海面共同漁業権ですが、基本的な考え方として、今後10年間を見通した資源管理や資源利用を明らかにした漁業権行使計画などを関係漁業協同組合に作成いただき、漁協が主体となり、操業体制の維持や資源管理を図っていくことです。留意事項の1つ目としまして、漁場の区域は、関係漁業協同組合による資源の維持管理が、現実的に可能な限度にとどめ、現行の区域を基本とすること。2つ目としまして、TAC魚種として新たに設定された魚種、又は、既に指定されている魚種について、相当量漁獲する漁業権漁業では、

許可漁業への移行について検討を行うこと。3つ目としまして、資源管理の徹底や適切な資源利用のため必要と認められる魚種は、混獲を禁止すること。4つ目としまして、現行の行使規則において制限している、ナマコ等の特定水産動植物の採捕禁止期間については、引き続き同様に規定していくこと。5つ目としまして、資源の再生産を促すため、網目規制や産卵親魚の保護対策、増殖事業など、自主的な資源管理の強化を図ることとしております。続きまして、(3)の定置漁業権につきまして、サケマス係から説明いたします。

小野寺係長

サケマス係の小野寺です。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。(3)の定置漁業につきまして、本道の定置漁業の主体となる秋サケの来遊資源は、近年の海洋環境等の変化により低迷しており、漁業経営が厳しい状況にある地域が出てきております。このため、再生産用親魚の十分な確保による資源の回復・安定に務めるとともに、経営の安定化に向けて資源量に見合った生産体制の確立を図ることを基本的な考えとしております。この基本的な考えに基づき、海区漁場計画策定にあたっての留意事項の1つ目としまして、地場資源の回復・安定に向けては、親魚の十分な確保を図るため、河川遡上に必要な河口付近等の指定区域の設定、漁場の再配置や垣網の短縮などについても検討することとしております。2つ目としまして、操業期間の設定にあたっては、地場資源を利用する考えから、現行の陸網と沖網の操業期間の分離を基本とします。3つ目としまして、漁場の設定に当たっては、隣接する海区委員会と協議を行うとともに、単海区の漁獲圧力が現状より高くないよう配慮するものとします。なお、統廃合を理由とした沖出しや区域の拡大等を行わないことを基本とします。3ページ目をご覧ください。4つ目としまして、秋サケの来遊資源の減少により漁業経営が悪化している地区においては、経営の安定化に向けて、漁場の整理統合等を検討することとします。5つ目としまして、サケ・マス放流河川の河口付近等においては、長期的に親魚が十分に確保できる場合に限り、地場に回帰する秋サケ資源の有効利用も考慮することとします。最後に6つ目としまして、再生産用親魚確保の数量が目標に達する見通しにあり、操業期間外に相当量の地場資源が見込まれる場合は、漁業時期の範囲内で操業期間を変更することを考慮することとします。続きまして、海面区画漁業につきまして、漁業調整係から説明します。

佐々木係長

3 ページ目の中頃をご覧ください。(4)の海面区画漁業についてであります。考え方としましては、海面の有効利用による漁業生産力の発展を図るため、栽培漁業基本計画などによる養殖業の取り組みや、地域の取り組みを活かし、新たな漁場の設定を検討し、養殖業の拡大を推進することとしています。また、ホタテガイ養殖業については漁場の環境保全などから、漁場区域や施設規模を制定することとしています。留意点としまして、1つ目、区画漁業にあつては、漁場の管理や共同漁業などの他種漁業との調整の観点から、免許の対象は漁業協同組合、漁業権の種類は団体漁業権を基本とすること。2つ目としまして、事業化の見込みのあるものについては、積極的に漁場計画に設定していくこと。3つ目としまして、噴火湾及びサロマ湖のホタテガイ養殖業については、養殖施設台数を制限しまして生産体制の安定を図ること。4つ目としまして、魚病の持ち込みを防止するため、漁業権行使規則において外部種苗の持ち込みを制限すること。5つ目として、長期にわたり利用度の低い漁場については、漁場の利用方法について見直し等を行うこと。6つ目として、漁場の区域は、他種漁業との調整を十分に考慮し、必要最小限の範囲で設定することとしています。以上が海面関係でございます。この他、内水面もありますが、今回は連合海区委員会ということで省略させていただきます。なお、資料5の2としまして、切替方針素案及び運用素案の対比表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。説明は以上です。

工藤会長

説明が終わりましたので、皆さんの方から何か、ご意見、ご質問などございませんか。

福原委員

根室海区の福原です。定置漁業の民間増殖事業の継続を促して、これどういう意味でしょうか。

小野寺係長

はい。ご質問についてですが、サケ・マスについては、増殖事業協会さんが行っておりますふ化放流事業によってですね、サケの資源っていうのは、再生産しているのが大半かと認識しております、引き続きですね、増殖事業にある孵化放流事業ですね、しっかりと進めていくという部分になります。

福原委員

今までだって、民間が95%やってんですから、わざわざここにうたってるってことは、何か特別な意味があるのかなと思ってお聞きしたんですけど。

小野寺係長

はい。基本的な事項といたしまして、ここにうたわさせていただきました。

工藤会長

その他そのほかご意見、ご質問はありませんでしょうか。

横内委員

網走の横内です。定置漁業についてお聞きをします。先ほどの説明もあったんですけども、第10次ぐらいからだと思うんですけどもね、漁獲許容量の設定っていうことで格差是正対策をずっとやってこられましたね。それで、先ほど説明だと12次で終わったっていう内容だったのかなって聞いていたんですけど、それ以降は、定置漁業の②の操業期間の設定にあたっての中で陸網と沖網の操業期間の分離をすることしたから、格差是正をそれで補ってるという意味合いだったのかなっていうふうに私理解したんですけども。ちょっとその点をご説明をいただきたい。

というのは、言うまでもなく、秋サケは全道的に、特に地域間の格差も大きい、網間の格差も大きいっていう中で、ずっと何十年もそういう制度で、地区でやってきた中で、新しい発想の中での制度を作ったということでそれが、漁業者にとっては、網入れの操業始期の初めだけの是正であっては、なかなか是正にならないのかなっていうふうに思ってるので、私とすればずっとやってきた格差是正っていうのがものすごく、我々の定置業者にとっては、効果があったというふうに思っているんですよ。

こういう低迷した時期で、定置漁業権の切替の方針の中に何かそういうものっていうのは、うたわれて欲しいなあ、やらなければ、我々漁師がそれぞれ知恵を絞ってやっていかなきゃならないんだけども、どうしても自分の力だけではできないやっぱり制度上の問題があるというふうに思ってるので、この格差是正についてはですね、もう少し妙案を道として考えられないのかなっていうのが私の意見でございます。よろしくお願ひします。

松村課長

ご質問ありがとうございます。今まさにですね、委員がおっしゃってたように、非常に秋サケの来遊が低迷して、もうここ何年も親魚の確保が難しいという状況が続いております。

格差是正についてもですね、先ほどちょっと触れましたけども、もともと沖にある網は比較的、他に、西の方に泳いでいく魚が多いというようなことで、沖網と陸網の分離ってというのがですね導入されてやってきたところでございます。その中で先ほどの上限値ですとか、そういう漁獲基準量を使ってやってきたわけでございますけども、今、このような状況でございますので、今期の定置のですね、切替方針の中でも、親魚確保を第1に考えて、まず地区、地区で、今、最前線で漁業調整に当たられている、委員の皆さんには本当に最前線でご苦労されて、様々な意見ある中でですね、自主規制だとかの取り組みをですね、まとめてきていただいているというふうに感謝しております。

今回、まさに、今日から先ほど内水試の方からもございましたけども、自主規制も含めてですね、親魚確保をどうしていくかとか、そういうことも、議論されていくということになると思います。

今言っていたの格差是正につきましてもですね、今日の会議を皮切りにですね、全道各地区で、この方針のたたき台としてですね、皆さんの意見も聞きながら、知恵を絞っていかなきゃない部分かなというふうに考えておりますので、ちょっと答えになっていないかもしれませんが、ご協力アドバイスよろしくお願いたしたいと思います。よろしくお願いたします。

横内委員

話は分かりました。実は網走管内は、この格差是正をずっとやってきてですね、漁協間の調整なり網間の格差是正っていうのも、ずっとやられてきてて、方針がなくなって、それで、現在に至ってるという、去年になってですね、そういうことが道の方針としてなくなったからいいんだっていうことで、せつかく長く続いた制度を、これ廃止してしまったんだよね。これ特に一番こういう漁業環境が悪いのに、本来はそれを続けるべきだったと思うんですけども。ここで網走の内情をお話しするのは、ちょっと問題あるので細かいこと言いませんが、ちょっと私とすれば、海区委員会で協議をずっとしてきたものは違う組織で協議されてそういう方針にもなっているんで、ちょっとそこはですね後で課長にも相談するけども、方針の中にね、やっぱりこの、格差是正っていうのはいつの時代も必要なんですよね。特にこういう状況が悪くなればなるほど、環境の良い

ところはいいけども悪くなれば、ますます悪くなるんですよ。それを是正するのが、格差是正なんですからね。そこをもう少し行政として考えて欲しいなという要望です。

工藤会長

その他そのほかご意見、ご質問はありませんでしょうか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

ご質問等がないようであれば、これで本日の案件についてはすべて終了いたしました
が、委員の皆様から、この機会に何かご発言等はございませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

特にないようでございますので、以上を持ちまして、本日の委員会を閉じたいと思
います。

委員の皆様には、長時間にわたり、ご審議をいただき、ありがとうございました。

また、水産研究・教育機構水産資源研究所、道総研さけます・内水面水産試験場並び
に北海道水産林務部関係課の皆様にも、公務ご多忙の中、御臨席を賜り、ご説明やご指
導を頂き、厚く御礼を申し上げます。

北海道でも、これから厳しい暑さの夏へ向かいますが、新型コロナウイルス感染症対
策など、委員の皆様には、体調管理に十分、ご留意いただきたいと思います。

また、各浜ではこれから、コンブ漁など、夏の盛漁期に向かいます。知床での観光船
による痛ましい海難事故がございましたが、漁船の海難事故につきましても十分注意す
るよう、浜へのご指導をお願い申し上げます。

最後に、委員各位のご健勝をご祈念申し上げまして、簡単ではありますが、閉会の挨拶
といたします。本日は、ありがとうございました。

(15時30分終了)

以上、委員会の顛末を記録した事実に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年6月30日

北海道連合海区漁業調整委員会 会長

議事録署名委員

議事録署名委員